

災害義援金の申請受付を5月10日から開始します

東日本大震災で被災された皆さまへ、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団などの義援金団体から寄せられた義援金の配分申請受付を次のとおり実施します。

■集中受付期間

5月10日(火)～15日(日) 9時～17時

■申請受付対象者

1. 災害により死亡した方の遺族
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
2. リ災証明書により住宅の被害が半壊判定を受けた方

※生活再建支援金を申請し、義援金の交付対象になる方には個別にお知らせし、後日、申請口座に振り込みます(義援金の申請は不要です)。

■支給額

- 死亡・行方不明者 1人あたり 35万円
 住宅全壊 1戸あたり 35万円
 住宅大規模半壊・半壊 1戸あたり 18万円

■申請に必要なもの

- (死亡の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
 ③死亡診断書(検案書)のコピー
 ④死亡者と申請・請求者との関係を示す書類(戸籍謄本など)
 ⑤世帯主の通帳またはキャッシュカード
 (世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯代表者のもの)
 (半壊の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
 ③リ災証明書のコピー
 ④世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者のもの)

問 福祉課福祉総務班 Tel82-1111 内線1172～1174

●申請受付日程表●

| 月 | 日 | 時間 | 該当地区 | 会場 |
|----|--------|--------|--------------|-----------------|
| 5月 | 10日(火) | 9時～17時 | 矢本東・矢本西 | 本庁舎西側 仮設プレハブ |
| | 11日(水) | | 大曲 | |
| | 12日(木) | | 赤井・大塩 | |
| | 13日(金) | | 小野・野蒜・ 宮戸 | 鳴瀬庁舎 201会議室 |
| | 14日(土) | | | |
| | 15日(日) | | 市内全域 | 本庁舎西側 仮設プレハブ |
| | 16日以降 | | 市内全域 | 本庁舎1階 福祉課前 |

◆義援金第1次配分対象者(申請が必要な方)◆

| 対象項目 | 申請の必要性 | 内容 |
|--------------|--------|---|
| 死亡 | 有り | 死亡が確認され、死亡届の提出が済んでいる場合は申請が必要です。 |
| 行方不明 | 今回は無し | 6月11日以降に申請が必要です(受付の詳細は、後日お知らせします)。 |
| 住宅全壊 | 無し | リ災証明書の判定が全壊で、生活再建支援金の申請済みの場合は、義援金の申請手続きは不要。 |
| 住宅大規模半壊・半壊解体 | 無し | リ災証明書の判定が大規模半壊または半壊解体で、生活再建支援金の申請済みの場合は、義援金の申請手続きは不要。 |
| 住宅半壊 | 有り | リ災証明書の判定が半壊の場合は申請が必要です。 |

女性用夏物衣類・インナーを無料配布

被災された方々に女性用の夏物衣類やインナーを無料配布しますので、ぜひ、ご利用ください。

- 対象 今回の震災で被災された方や東松島市民
- 提供品 女性用夏物衣類、インナー、化粧品、男性用下着 など
- 日時 5月14日(土)・15日(日) 10時～16時
- 場所 小野地区センター(鳴瀬郵便局隣)
- 駐車場 鳴瀬郵便局裏、旧農協倉庫前
- 提供 株式会社ピーチ・ジョン

避難で転居・転出している方へのお願い

東松島市では、市内外に転居・転出し、住民異動手続きをしていない方や市内外の親族・知人宅に避難している方の安否確認を行っています。

該当する方は、下記により手続き、またはご連絡をお願いします。

●市内外に転居転出した方

住民異動手続きを市民課または鳴瀬総合支所窓口で行ってください

●市内外の親族・知人宅に避難している方

防災交通課防災交通班までご連絡ください

問 防災交通課防災交通班 Tel82-1111 内線1161

デマ・流言・チェーンメールにご注意ください！ 震災に便乗した詐欺にご注意ください！

事実無根の情報やうわさに振り回されず、根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。